

受診者本人からの請求に基づく健康診査実施機関による情報開示に係る委託契約について (FAQ)

1. 本事務連絡の「健康診査」とは、どの健診又は検診を指しているのか。

⇒ 本事務連絡は、令和2年に、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第242号。以下「健診等指針」という。）が改正され、健康増進事業実施者は実施機関との委託契約の中で、健康診査の結果について「受診者本人の請求に基づき、健康診査の実施機関から直接開示を行うことが可能となることを明記する等必要な工夫を図ること」とされたことを踏まえ、当該委託契約の条項例等を示すものである。

当該健康増進事業実施者とは、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条に掲げる者をいうものであり、したがって、本事務連絡における「健康診査」は同条に掲げる各法律に基づき実施される健康診査（※）が対象となる。

（※）具体的には以下の法律に基づき実施される健康診査を想定。

高齢者の医療の確保に関する法律、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校職員共済法、労働安全衛生法、母子保健法、学校保健安全法

なお、健診等指針では、健康増進事業実施者が健診結果等情報の継続のために実施に努めるべき「必要な工夫」の例として直接開示について規定しており、上記の健康診査に係る全ての委託契約に当該条項を盛り込むことを義務づける趣旨ではないため、直接開示を委託契約に定めることの適否や直接開示を可能とする健康診査の範囲は、委託元である健康増進事業実施者と委託先である健康診査の実施機関の間で個別に判断されたい。

2. 健康診査の結果を本人に開示する際の様式を定めているか。

⇒ 様式は定めていないため、各健康診査実施機関の任意の様式で差し支えない。なお、様式を委託契約の中で定めることも可能。

3. 画像データ等の情報は、健康診査実施機関のみが有していて、委託元の健康増進事業実施者は有していない場合があるが、その場合も実施機関は本人の請求に基づき当該情報を開示して良いか。

⇒ 健康診査実施機関と健康増進事業実施者との委託契約の中で、当該画像データ等も含めて開示する権限を健康診査実施機関に付与しているのであれば、開示することは問題ないと考える。

4. 本人確認はどのように行えば良いか。

⇒ 一例として、『「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」』に関する Q&A の Q 6-15 を参考にされたい。

(参考) 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q&A (抄)
Q 6-15 開示等の請求等をする者が本人であることの確認の方法としては、どのようなものがありますか。

開示等の請求等をする者が本人であることの確認の方法としては、次に掲げる例が考えられます。

- 事例 1) 来所の場合：運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（マイナンバーカード）表面、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明、年金手帳、印鑑証明書と実印
- 事例 2) オンラインの場合：あらかじめ本人が個人情報取扱事業者に対して登録済みの ID とパスワード
- 事例 3) 電話の場合：あらかじめ本人が個人情報取扱事業者に対して登録済みの一定の登録情報（生年月日等）、コールバック
- 事例 4) 送付（郵送、FAX 等）の場合：運転免許証や健康保険の被保険者証等の公的証明書のコピーの送付を顧客等から受け、当該公的証明書のコピーに記載された顧客等の住所に宛てて文書を書留郵便により送付

(補足) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（抄）

3-5-6 開示等の請求等に応じる手続（法第 32 条関係）

(※5) 確認の方法は、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて、適切なものでなければならず、本人確認のために事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなくてはならない。

事例 1) 本人の場合：運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（マ

イナンバーカード) 表面、旅券 (パスポート)、在留カード、特別永住者証明、年金手帳、印鑑証明書と実印

事例 2) 代理人の場合：本人及び代理人について、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード (マイナンバーカード) 表面、旅券 (パスポート)、在留カード、特別永住者証明、年金手帳等。このほか、代理人については、代理を示す旨の委任状 (親権者が未成年者の法定代理人であることを示す場合は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本、住民票の写し)

5. 手数料の額はどのように設定すれば良いか。

⇒ 例えば、健康診査実施機関から受診者本人への健康診査結果の情報開示は、受診者本人の健康の増進に向けた自主的な努力の推進に資することを踏まえ、実費を勘案して合理的と認められる範囲内で設定することが考えられる。